

第1号議案

令和2年度 事業報告及び収支決算について

定款第10条第1号の規定に基づき、令和2年度事業報告及び収支決算について承認を求める

【公益目的事業】

1 生活衛生関係営業に対する相談・指導事業

(1) 生活衛生営業相談室運営事業

相談室については、環境衛生営業相談室整備要綱（厚生省環境衛生局長通知（昭和52年4月18日、環指第37号））で設置することとされている。

営業者からの各種営業相談及び消費者からの苦情相談に適切に対処するため、経営指導員（厚生省環境衛生局長通知（昭和49年4月11日、環衛第68号））2名及び補助職員1名で、常時、相談室を開設し、生活衛生関係営業者等の来訪、電話による相談に対し、経営指導員が次の業務を行った。

- ① 衛生施設の改善及び経営、税務、融資、労務等に関する相談・指導
- ② 営業設備の近代化、合理化に関する相談・指導
- ③ 生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に基づく経営相談・指導
- ④ 生活衛生関係の経営・衛生等に関する情報の提供
- ⑤ 標準営業約款の登録促進
- ⑥ 経営特別相談員の業務に関する指導・助言や情報の提供
- ⑦ 消費者からの苦情受付と処理

○ 窓口相談の実施状況

区分	指導延日数	指導件数
生衛関係業種	560	1410
その他	0	0
計	560	1410

*件数には、郵便、電話相談等を含む。

(2) 地区生活衛生営業相談指導事業

相談室に来訪しない生衛事業者に対し、行政や組合等の開催する研修会や講習会及び地区懇談会等に併せて地区生活衛生営業相談室を開設し、経営指導員による上記相談室事業と同様の業務を行った。

○ 地区相談室開催状況

実施地区数	回数	参加人数	指導件数
15	24	887	72

(3) 経営指導事業

生活衛生関係営業を取り巻く業況不振の中、経営指導員による経営、資金融資、設備改善等の相談、指導業務が重要になっていることから、経営指導員が生衛業を営む事業所に出向き、巡回方式で、生衛事業者に対して個別に経営指導と経営相談に当たった。

○ 巡回指導の実施状況

区分	指導延日数	指導件数
生衛関係業種	302	869
その他	28	52
計	330	921

*相談室開設分を含む。

(4) 生衛業経営改善融資指導事業

生衛業の新規開業・転業や小規模事業者への融資について、経営特別相談員（厚生省環境衛生局長通知 昭和49年6月3日、環指第16号）（知事委嘱、任期3年）が生衛業経営改善資金（小規模な生衛事業者（従業員5人以下）を対象にした無担保・無保証人融資制度）の活用指導等に、経営指導員は一般の生活衛生融資（一般貸付）に当たった。生衛業経営改善資金には、経営指導員の関わりを要する事例もあり、求めに応じ、現地調査や意見書の提出等、小規模生衛事業者への融資等の相談指導を行った。

○ 生衛業経営改善資金の指導状況

特別相談員数 (人)	融資申込件数 (件)	融資指導件数 (件)	融資指導延日数 (日)
55	15	15	15

*否決件数を含む。

[参考]

○ 一般の生活衛生融資（一般貸付）

経営指導員数 (人)	融資申込件数 (件)	推薦書発行件数 (件)	融資指導延日数 (日)
2	8	8	8

*否決件数を含む。

(5) 生衛業特別指導事業

生衛業界は、大企業・異業種の参入、消費者のニーズの多様化等により経営環境が厳しくなっており、地域で経営特別相談員が生衛業事業者の経営の身近な相談相手となるだけでは十分でない。経営特別相談員の活動を研修等で支援する一方、経営指導に合わせて標準営業約款の普及、営業許可申請・営業届出の手続きなど総合的な指導に当たるほか、生衛組合の行う振興事業について周知に協力し、新規開業者には生衛法の支援施策等の情報提供を行った。

(業務内容)

- ① 衛生施設の改善及び経営、融資、税務等に関する相談指導
- ② 消費者の苦情処理
- ③ 生活衛生関係営業経営改善資金融資申請の審査・調査及び相談・指導
- ④ 生活衛生関係の経営・衛生等に関する情報の提供
- ⑤ 営業許可申請又は営業届出等の手続きに関する相談・指導
- ⑥ 標準営業約款の普及
- ⑦ 生活衛生関係営業の新規開業に際する情報提供

○ 特別指導状況

特別相談員 (人)	指導延日数 (日)	指導件数 (件)
55	514	514

2 情報化整備事業

生衛業の経営の健全化に役立つ情報及び消費者（利用者）に対する安心安全清潔なサービスにつながる情報については、生活衛生業情報ネットワークシステム（（公財）全国生活衛生営業指導センターと各県生活衛生営業指導センターで構成）に集められ、様々な経営アドバイス、指標、統計、苦情処理事例などの形で整理される。各県生衛センターでは、このシステムにより、経営支援情報や融資情報、税務情報とともにこれらの情報を活用することで、日常業務の中で、効率的、有効な経営相談・指導業務にあたる。また、このシステムで一般の消費者（利用者）も、生衛センターのホームページ上で、清潔で安心・安全な店舗の認証制度である標準営業約款登録店（Sマーク登録店）などの情報に接することができる。

システムには、基本機能（メール、フォーラム、ライブラリー、スケジュール）のほか、アンケート集計機能、経営相談機能、名簿管理システム（標準営業約款、クリーニング師研修業務など）が搭載されており、常時、最新の状態を保っておく必要があるため、データ更新を行ない、相談指導等業務の一層の適正化に努めた。

3 後継者育成支援事業

生衛業については、経営者の高齢化が進み事業を後継する者も少なくなっており、その結果、廃業が増え、過疎地においては、生衛業の利用が難しくなる状況も生じている。このため、若年者の生衛業に対する職業観の向上を通じて、生衛業に就こうとする者の裾野を広げることで、生衛業界の活性化を図ることを目的に実施している。

当指導センター、生活衛生同業組合、教育関係機関等で構成する後継者育成支援協議会を組織し、業界の特性を踏まえた受入体制のあり方の検討する一方で、高校生等を対象に生衛業の体験学習（出前型教室、職場体験型）等を行い、職業観の向上を図ることにより若年者の生衛業への就業促進に努める事業であるが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策が原因で以下の事業実施はなし。

(1) 後継者育成支援協議会

令和2年度後継者育成支援協議会委員名簿

	構成機関・団体	役職	委員	備考
1	大分県生活環境部食品・生活衛生課	技師		
2	大分県生活環境部私学振興・青少年課	副主幹		

3	大分県教育庁 高校教育課	指導主事		
4	大分県教育庁 義務教育課	指導主事		
5	一般財団法人大分県私学協会	事務局長		
6	大分県理容生活衛生同業組合	事務局長		
7	大分県美容業生活衛生同業組合	事務局長		
8	大分県鮨商生活衛生同業組合	事務局長		
9	大分県クリーニング生活衛生同業組合	理事長		
10	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	専務理事		
11	大分県生活衛生営業指導センター	事務局長	井上 昭二	
12	〃	経営指導員	大島 良一	

(2) 職業体験教室

4 経営指導のための調査事業

(1) 経営状況調査

厳しい経営環境が続く生活衛生関係営業において、月次で経営状況を定期的・定点的に調査把握し、情報提供していくことにより、個々の営業者が経営判断を行う材料として、また、生衛業に対する今後の施策の判断として活用し、生衛業の振興及び経営安定化に資することを目的とした全国生活衛生営業指導センターからの受託事業である。

調査対象が生衛業11業種70店舗で、四半期ごとに、基本調査項目（立地環境、経営形態、従事者数、地代・家賃、客席数等）のほか、月次の売上額、原材料費、粗利益、平均客単価、回転率・稼働率、人件費などの経営状況を判断できるデータを、留置き方式及び面談方式で調査を行った。

(2) 景気動向等調査

生衛業界の景気動向、設備投資動向等を定期的に把握するとともに、生衛業者の景況感や地域実情等の定性的な把握に努め、株式会社日本政策金融公庫の運営に資する目的で実施する事業で、日本公庫から全国生活衛生営業指導センターが受託し、さらに各都道府県生活衛生営業指導センターが調査を実施する事業である。

生衛業15業種70店舗で、四半期ごとに、客単価、利用客数の変動、設備投資の有無などのデータを、留置き方式及び面談方式で調査を行った。

5 生活衛生営業振興助成事業

(1) ホームページの保守管理と情報発信機能改善

ホームページによる情報発信は近年の情報化社会には必要不可欠で、さらには見やすい構成、最新の情報提供などが求められていることから、一昨年に全面リニューアルを行った当センターのホームページについて、専門業者による保守管理を行い機能維持を図ったことで安定した活用ができた。

また、お知らせ欄の情報を常に更新して最新の情報提供を行ったことからアクセス件数が増加した。

25年度に開発した当センター独自の標準営業約款検索システムを活用して希望する登録店から利用者向けの店舗情報の提供を行っている。

(2) 生衛業組合紹介パンフレットの作成

平成23年度以降毎年発出されている厚生労働省健康局生活衛生課長通知の主旨である「新規に開設等する生活衛生関係営業者への情報提供」に資する目的で、組合の加入メリットパンフレットを作成した。

各保健所で営業許可証等を交付する際や日本政策金融公庫の窓口で新規開業者等に配布して、組合加入対策に活用する。

6 標準営業約款事業

安心・安全・清潔な生衛業の店舗の普及により、消費者又は利用者の利益擁護等を図るため、厚生労働大臣が指定する業種（理容業、美容業、クリーニング業、一般飲食業及びめん類飲食業の5業種）につき営業方法又は取引条件に関する事項を定めた標準営業約款（全国指導センターが生衛法第57条の12の規定による厚生労働大臣の認可を得た約款）内容を遵守する旨を申し出る事業者を募集し登録する事業である。標準営業約款には、(i) 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項、(ii) 施設又は店舗の表示の適正化に関する事項、(iii) 損害賠償の実施の確保に関する事項が定められている。

標準営業約款（Sマーク）について、県内の関係事業者に対し、登録の募集、調査審査、登録を行うとともに、11月の普及促進月間に各登録店舗で利用者に啓発パンフレットを配布した。

(1) 登録事業の月別実施状況

区分	事項	備考
5月	・標準営業約款事業の推進に係る事務局会議	大分センチュリーホテル
8月	・8月再登録及び新規登録受付	新規 3件 再登録 47件
9月	・普及啓発ポスター、チラシ掲示依頼 ・機関紙への掲載依頼	
11月	・普及促進月間 ・ホームページで登録呼びかけ ・普及啓発ティッシュ配付（各店舗）	
2月	・2月再登録及び新規登録受付	新規 0件 再登録 30件

令和2年度登録状況

約款の種類	新規登録		再登録		計	廃止数	登録店数 (30年度末)
クリーニング所	0	0	0(0)	0(0)	0	0	25
		0		0(0)			(25)
理容業	0	0	43(49)	23(25)	43	6	192
		0		20(24)			(198)
美容業	3	3	34(45)	24(26)	37	11	179
		0		10(19)			(187)
めん類飲食店	0	0	—	—	0	—	0
		0		—			(0)
一般飲食店	0	0	0(0)	0(0)	0	0	2
		0		0(0)			(2)
計	3	3	77(94)	47(51)	80	17	398
		0		30(43)			(412)

※ 新規登録及び再登録 上段は8月登録 下段は2月登録 ()内の数字は再登録予定数

7 クリーニング師研修等事業

クリーニング師及びクリーニング店に勤務する従業員は、消費者保護の観点から「クリーニング業法」の規定により、3年に1度クリーニング師の資質の向上を図るための研修、業務に関する知識の修得及び技術の向上を図るための講習を受けることが義務付けられているが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のために、2型研修だけで実施

(1) 第2型クリーニング師研修

ア 通信制レポートによるクリーニング師研修日

令和2年12月 1日(火)

イ 研修科目及び研修時間

衛生法規及び公衆衛生 洗濯物の受取・保管及び引渡し、
洗濯物の処理について 繊維及び繊維製品について

ウ 受講者数 46名

(2) 第2型クリーニング業務従事者講習

ア 通信制レポート課題による講習

令和元年12月1日

イ 講習科目及びレポート課題

衛生法規及び公衆衛生 洗濯物の受取・保管及び引渡し、
洗濯物の処理について 繊維及び繊維製品について

ウ 受講者数 13名

[管理費]

法人運営のため、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のために次のとおり、書面による理事会・評議員会を行った。

1 理事会

1) 第1回理事会 (書面会議) 令和2年5月14日

議題

第1号議案 令和元年度の事業報告及び収支決算報告・監査報告

第2号議案 定時評議委員会の開催日程に関する件

2) 臨時理事会 (書面会議) 令和2年6月5日

議題

第1号議案 代表理事及び専務理事の選任について

3) 第2回理事会

(開催日) 令和3年3月10日(水)

(場 所) 大分センチュリーホテル 3階「さくらの間」

議題

第1号議案 令和2年度収支予算の補正について

第2号議案 令和3年度生活衛生関係営業振興指導等事業に係る事業計画及び同収支予算について

2 評議員会 (書面会議) 令和2年6月5日

議題

第1号議案 令和元年度事業報告及び同収支決算について
監査報告

第2号議案 理事の選任について

第3号議案 評議員の補選について

3 監事監査

(開催日) 令和2年5月11日(月)

(場 所) 大分県生活衛生営業指導センター

(出席者) 監事 黒田照義 監事 三隅勝祥、事務局2名

(監査事項) 令和元年度の事業報告及び収支決算報告の件

【新型コロナウイルス感染症対策事業】

生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業の説明会等

1 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響による未曾有の経済危機は、生活衛生関係営業者(以下「生

衛業者」という。)の経営に大きな影響を与えています。

このため、大分県生活衛生営業指導センターは生活衛生同業組合(以下「生衛組合」という。)と連携し、雇用調整助成金等による事業継続や経営再建に取り組む生衛業者に対して地域相談会等を企画・開催しました。

① 説明会事業の概要

大分県センターが中小企業診断士協会と連携して中小企業診断士による次の説明と個別の相談会を開催。

説明・相談の項目は雇用調整助成金・持続化給付金と生活衛生貸付等融資及び各自治体による助成金等の支援施策

2 生衛業経営支援・ガイドライン実施促進事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に甚大な影響を受けた地域生衛業者の経営再建の支援と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とする業種別ガイドラインの実践の徹底を促進することを目的に、実施要領にもとづいた事業を実施。

実施団体により任命された専門指導員が、全国指導センターから提供される「経営再建支援・業種別ガイドラインチェックシート」(以下「チェックシート」という。)を活用し、地域生衛業者を対象に経営再建のための経営指導及び業種別ガイドラインの実践状況の把握・指導を行った。